

概要版

第4次綾部市人権教育・啓発推進計画

# 人権かがやきプラン

誰もが 安心して心豊かに暮らしていける  
真に 人権が尊重される まちづくりをめざして

2025年(令和7年)3月

綾部市

# 計画の概要

## ●策定の趣旨

- ◆綾部市では、2020（令和2）年に「第3次綾部市人権教育・啓発推進計画」を策定し、同和問題（部落差別）をはじめとするさまざまな人権問題に対し、人権教育・啓発に関する施策を推進してきました。インターネット等を介した人権侵害や性的マイノリティに対する偏見・差別、いじめ・虐待、性加害など複雑化・多様化する人権を取り巻く状況の中で、すべての市民が幸福（ウェルビーイング）を実感できる社会を実現するためには、人権尊重の精神の確立とすべての人々が共生できる社会の実現に向けた取組が一層重要です。
- ◆本計画は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第5条及び綾部市人権尊重のまちづくり条例第6条の規定を踏まえ、本市における人権教育・啓発を推進していくための指針となる「第4次綾部市人権教育・啓発推進計画『人権かがやきプラン』」を策定いたしました。

## ●計画の期間

2025(令和7)年度から 2029(令和11)年度までの5年間

|      | 2023<br>(令和5) | 2024<br>(令和6) | 2025<br>(令和7) | 2026<br>(令和8) | 2027<br>(令和9) | 2028<br>(令和10) | 2029<br>(令和11) | 2030<br>(令和12) | 2031<br>(令和13) | 2032<br>(令和14) | 2033<br>(令和15) | 2034<br>(令和16) | 2035<br>(令和17) |
|------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 総合計画 | 第6次           |               |               |               |               |                |                | 第7次            |                |                |                |                |                |
| 本計画  | 第3次           | 第4次           |               |               |               |                | 第5次            |                |                |                |                | 第6次            |                |

※本計画は、市民調査の結果から明らかになった人権課題や複雑・多様化する新たな人権問題に対応するため、5年間で計画期間として推進し、必要に応じ見直しを行うなど弾力的な対応を図ります。

## ●計画の理念と方向性

### 基本理念

誰もが 安心して心豊かに暮らしていける  
真に 人権が尊重される まちづくりの推進

### 計画の方向

市民一人ひとりが、さまざまな人権問題について自らの課題として認識し、差別を見抜き、差別をなくす実践力が高められるよう、次にあげる方向性に沿って、人権教育・啓発を推進します。

共生社会の実現に向けた人権教育・啓発

市民が主体的に取り組む人権教育・啓発

一人ひとりを大切にした人権教育・啓発

生涯学習としての人権教育・啓発

身近な問題から考える人権教育・啓発

# さまざまな場における人権教育・啓発

## ▼就学前教育・保育、学校における推進

保護者・地域住民と協働して人権教育の推進を図ることや、社会教育との連携を図りながら、同和問題（部落差別）、こども、女性、障害のある人、高齢者、外国籍等の人などに関わる人権問題に直面する人々との交流活動を取り入れた教育の充実を図ることが必要です。

### 今後の取組

- 発達段階に応じた人権教育・啓発の推進
- 指導内容、方法等の充実
- 保育所、幼稚園、認定こども園、学校、家庭、地域、児童館など子育て支援施設との連携

## ▼家庭における推進

子育てなどの家庭教育に対する支援や、虐待等の被害者やヤングケアラー等が支援を求める声を上げやすい相談・支援体制を充実させるほか、互いに人権を大切にしよう家庭や地域の環境づくりのため、保護者に対し、人権に関する学習機会や情報の提供が必要です。

### 今後の取組

- 家庭における人権教育・啓発の推進
- 子育て支援やPTA等と連携した学習機会の充実
- 家庭同士をゆるやかにつなぐネットワークの構築への支援
- 相談体制の充実

## ▼地域社会における推進

幼児から高齢者までのライフステージに応じて、生涯学習の視点で自発的な学習ができるよう、公民館などの社会教育施設や福祉施設等を活用し、講座の開設や交流活動の場の提供など、人権に関するさまざまな学習機会を充実することが必要です。

### 今後の取組

- 地域社会における人権教育・啓発の推進
- 人材育成の推進
- 学習内容の充実

## ▼企業（事業所）における推進

人権課題に関する研修やハラスメントのない環境づくりに向けた人権教育を促進することが重要であり、各企業（事業所）では、社会情勢の急激な変化の中で、その社会的責任（CSR）を自覚し、「人権デューデリジェンス」の取組や企業内人権啓発推進員の設置が求められます。

### 今後の取組

- 企業（事業所）における教育・啓発の推進
- 企業（事業所）の研修に対する支援
- 公正な採用選考及び雇用の促進
- 職場におけるハラスメント防止に向けた支援

# 人権教育・啓発を担う人材の育成及び資質の向上

## 市職員

- 「綾部市職員研修計画」に基づき、人権研修の充実を図ります。さまざまな研修に参加することにより、知的理解にとどまるのではなく、人権感覚を持って問題解決を自らの課題・責務として捉え、職員としての役割を果たすことができるよう個々の資質向上を図ります。
- それぞれの担当業務において、人権に対する正しい理解と認識のもとで業務を進めていくよう、関係機関と連携を図り、人権問題にかかわる研修の一層の充実に努めます。

## 教職員・社会 教育関係者

- 各種人権講演会について啓発を行い、自主的な参加を一層促していきます。
- 綾部市教職員人権教育研究会や児童生徒支援加配会議の場で、今日的な人権課題や地域社会における人権研修の状況を周知し、学校・地域が一体となって人権教育を推進していけるよう支援します。

## 医療関係者

- 患者が安心して、安全で適切な医療を受けることができるようインフォームド・コンセントの徹底や各種委員会において患者のさまざまな権利の尊重や個人情報保護に努めるとともに、医療関係者に対する人権教育・啓発の支援に努めます。

## 保健福祉 関係者

- 保健福祉関係者が人権に対する正しい理解と認識のもとで業務を進めていくよう、関係機関と連携を図り、人権問題にかかわる研修の一層の充実に努めます。
- 民間施設や介護・福祉サービス提供事業者に対しては、綾部市障害者地域自立支援協議会や綾部市介護サービス事業者連絡会、ケース会議等を利用し、高齢者、障害のある人等の権利擁護のための教育・啓発に努めます。

## 消防関係者

- 消防職員及び消防団員は、市民生活と密接に関わる業務を行っており、災害現場において十分に人権尊重を考慮した活動が求められます。引き続き人権講演会や人権研修会等への参加を促し人権啓発活動への取組に努めます。

## メディア等の 関係者

- 常に人権に配慮した適正な取材活動や報道が行われるよう、メディア等の関係者と連携を図ります。
- 人権に関する情報共有を行うとともに、市民による人権教育・啓発のための自主的な取組等につながる情報提供を行います。

# 課題別施策の推進

## ▼同和問題（部落差別）

同和問題（部落差別）は過去の問題ではなく、今なお存在する現実の課題であることを認識し、市民一人ひとりが同和問題（部落差別）の解決を自らの課題として受け止め、正しい理解や関心が高まるよう、より一層の教育・啓発の推進が必要です。

### 今後の取組

- 同和問題（部落差別）における差別意識の解消に向けた教育・啓発の推進
- 人権侵害に対する人権擁護への対応

## ▼女性の人権問題

固定的な性別役割分担意識をなくし、男女が対等な社会の構成員として、男女間の格差を是正し、あらゆる分野の活動に参画する機会を確保することが求められます。また、男女が互いに人権を尊重し、性別にかかわらず個性と能力を発揮することのできる社会づくりが重要です。

### 今後の取組

- 男女平等の教育・啓発の推進
- 政策等立案・決定の場への女性の参画の推進
- 暴力の根絶
- 働く場における男女共同参画の促進
- 相談体制の充実

## ▼こどもの人権問題

こどもの人権を守るためには、子育てや教育のあり方を見直していくと同時に、こどもたち一人ひとりの人権を尊重し、健全に育てていくことが求められます。

こどもに保障されている権利を全ての市民が理解するとともに、こどもの意見等を大切にする姿勢が必要です。

### 今後の取組

- こどもの人権についての教育・啓発の推進
- 児童虐待への対応の充実
- いじめ・不登校等への対応の充実やこどもの貧困の解消に向けた対策の推進
- 相談体制の充実

## ▼高齢者の人権問題

高齢者の尊厳が守られ、可能な限り自立して社会とのかかわりを持ちながら生活できるよう支援するとともに、高齢者が社会を構成する重要な一員として各種の活動に参加できる環境づくりのための取組や、要介護高齢者の介護者が孤立し、介護の負担を抱え込まないための十分な支援が求められます。

### 今後の取組

- 高齢者の人権についての教育・啓発の推進
- 生活・社会環境づくりの推進
- 社会参加の推進
- 高齢者の権利擁護の推進
- 相談体制の充実

## ▼障害のある人の人権問題

障害のある人が、自身の希望する生活を実現することができるよう、関係機関の連携・協力のもと障害や障害のある人への市民の理解を一層深めることや、合理的配慮の提供、障害のある人が自らの選択と決定のもと、社会のあらゆる活動に参加・参画できる環境づくりが求められます。

### 今後の取組

- 障害のある人の人権についての教育・啓発の推進
- 自立や社会参加の支援
- 雇用・就業の促進
- 権利擁護の推進
- 虐待の防止
- 相談支援体制の充実

# 課題別施策の推進

## ▼外国籍等の人の人権問題

異なる文化や考え方を理解し、相互の人権を尊重しあう「心のグローバル化」を推進するとともに、「多文化共生社会」の形成を進め、外国籍等の人も本市住民のひとりとして安心して生活できる共生社会の実現が必要です。

### 今後の取組

- 外国籍等の人の人権についての教育・啓発の推進
- 生活相談等の支援

## ▼感染症患者等の人権問題

H I Vやハンセン病等の感染症は、正しい知識や理解の不足から人権問題が生じています。感染症等の病気については、まず治療や予防など、医学的な対応とともに、病気に対する正しい知識と理解を深め、感染症患者等への偏見や差別を解消するための取組が必要です。

### 今後の取組

- H I V感染症やハンセン病等に関する啓発の推進

## ▼性的指向・性自認をめぐる人権問題

性的少数者（L G B T Q +）に対する社会の理解はまだまだ十分とは言えません。社会生活のさまざまな場面で、差別や偏見を受けることがあることから、性的指向に関わらず誰もが受容され共生できる社会になるよう、性の多様性について市民の理解を深めるための研修や啓発活動を推進することが必要です。

### 今後の取組

- 性的指向・性自認に関する啓発の推進

## ▼インターネット上での人権侵害

インターネットなど情報通信技術（I C T）は、今後も高度に進展が見込まれることから、インターネット等を利用する個人一人ひとりがプライバシーや名誉、情報モラルについて正しい理解を深めるための啓発が重要です。

また、インターネット上での人権侵害や個人情報の流出等に関する問題に対して適切かつ迅速に対応するため、相談窓口の整備・充実と周知に努める必要があります。

### 今後の取組

- インターネット上での人権侵害に関する教育・啓発の推進
- インターネットによる人権侵害の被害に対する対応策等の充実

## ▼社会情勢の変化等により顕在化しているさまざまな人権問題

個人情報の保護、災害時における要配慮者等への支援、犯罪被害者やその家族等の人権問題、刑を終えて出所した人の人権問題、北朝鮮による拉致問題など、さまざまな人権問題が存在しています。

### 今後の取組

- さまざまな人権問題に関する啓発の推進



# 市民との協働と支援を図る施策の推進

## 市民参加・市民参画と支援の推進

- 8月の人権強調月間や12月の人権週間等を利用し、市が行うさまざまな人権施策に参加や参画できる機会の拡大に努めます。
- 人権尊重のまちづくりを進める人材の育成を図るとともに、市民の参加や参画を得る中で、人権啓発に取り組んでいけるよう事業の工夫や検討を行います。

## 各種団体との協働と支援の推進

- 社会教育関係団体や市民団体等とも十分に連携し、人権教育・啓発を協働して推進します。
- 人権を尊重したまちづくりの活動、人権侵害の防止や対応などの活動を進める市民団体等が行う自主的な活動と協働するとともに、情報提供等の支援に努めます。

# 人権擁護を図る保護と救済施策の推進

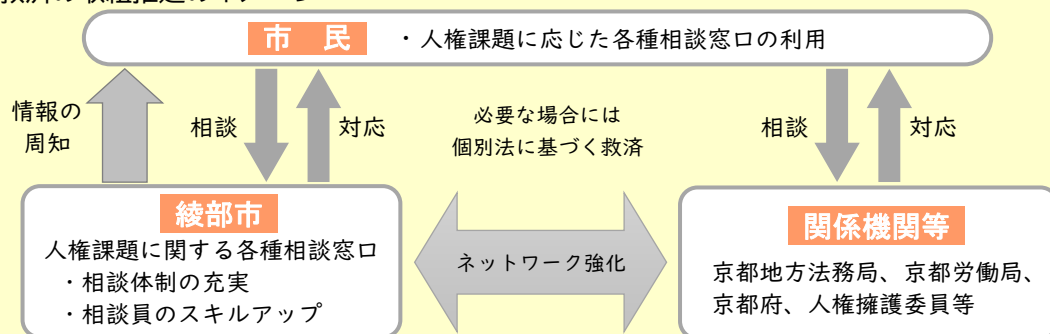
## 人権問題に関わる相談体制の充実

- 各種研修会等に参加し、専門的知識等を習得し、相談担当者としての技術向上を図ります。
- 相談内容に的確に対応するために、関係機関との連携強化に努めるとともに、あらゆる機会や広報等を活用し、相談窓口や救済制度の周知に努めます。

## 保護と救済を図るための施策の推進

- 人権侵害を受けた被害者に対して、適切な機関・窓口相談できるよう相談窓口の周知に努めます。
- 人権侵害を受けた被害者の安全確保のため、関係機関等の連携をより一層推進します。

### ● 人権相談・救済の取組推進のイメージ



### ● 計画の推進 ●

- ◆ 「綾部市人権教育・啓発推進本部」を中心に、関係部署と連携しながら、施策の推進を図ります。
- ◆ 関係部署においては、この計画の趣旨を十分に踏まえ、各種施策を積極的に実施します。
- ◆ 国、京都府、他市町村、関係団体等との連携を密にして、総合的な体制による人権施策の推進に努めます。
- ◆ 本計画の「施策の方向」や「進捗を共有する指標」などにより人権教育・啓発の取組内容や実施状況の点検評価を行い、より効果的な取組を推進します。



第4次綾部市人権教育・啓発推進計画  
人権かがやきプラン 概要版

発 行 綾部市  
発行年月 2025 年（令和 7 年）3 月  
編 集 綾部市市民環境部人権啓発推進室人権推進課  
〒623-8501  
京都府綾部市若竹町 8 番地の 1  
電話 0773-42-4249